

矢上小学校いじめ防止基本方針

学校教育全体を通じて、子どもの思いやりのある豊かな心を育てるとともに、子どもが他の人と協調することができる力を育成し、心身に重大な影響を及ぼすいじめから、学校、保護者、地域と一体になって児童を守り育むとともに、安心して生活し学ぶことができる学校づくりのため、いじめ防止に向けた取組を明らかにする。

【めざす児童像】

やさしく思いやりのある子ども（徳）
がまん強くたくましい子ども（体）
みずから考え取り組む子ども（智）

いじめ対策委員会

校長、教頭、担任、人権担当、生活指導主任、教務主任、養護教諭

※必要に応じて全職員

学校相談員、ＳＣ、
民生委員

P T A ・ 地域との連携

いじめ問題への対処方針や取組の情報などについては、積極的に公表し、保護者や地域の理解を得るように努める。また、いじめが起こった場合は、学級・学年・全校規模のP T Aを通じて、いじめの事実を伝え、学校の指導への協力を求める。

関係機関との連携

日ごろから、情報交換を行うなど連携を密にする。また、いじめが起こった場合は、速やかに事実を報告し、適切なアドバイスや支援を受ける。

児童会

代表委員会・委員会・児童集会活動を通して、集団の一員としてより良い生活や人間関係を築くようにする。また、なかよし集会を行い、「矢上っ子なかよし宣言」をスローガンに、いじめ根絶に向けて子ども自身が考え、積極的に取り組めるようにする。

（いじめの禁止） 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

（保護者の責務等）第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの防止

- 管理職のリーダーシップを発揮する。
- 全ての教職員が「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりえる問題である。」という共通認識をもつ。
- いじめ防止や生命尊重をねらいとした道徳の時間の充実を図る。
- 豊かな人間関係づくりと教育相談の充実を図る。
- 保護者、地域、関係機関との情報交換を行う。

いじめの早期発見

- 全職員で児童に関する情報の共有化を図る。(5W1H気付きメモなど)
- 定期的なアンケート調査を行い、きめ細やかな把握に努める。(個人面談、生活ノート、日記など情報収集の工夫)
- 児童や保護者などの悩みについて教育相談を行う。
- 保護者、地域の方との密な情報交換を行う。

いじめに対する措置

- いじめやいじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で止める。
- 児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、相手の立場に立ちきちんと話を聞く。
- いじめられた児童、いじめた児童から事実関係の確認を行うとともに、周りの児童からも情報を収集する。
- 担任だけで抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会へ報告し組織的に対応する。
- いじめられた子どもを守り通すとともに、いじめた子どもには毅然とした態度で指導する。
- いじめられた児童、いじめた児童の継続的観察を行う。および双方の家庭との密な連絡を行う。

重大事態発生時の取組

- いじめられた児童の安全の確保、あわせて信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人など)と連携し寄り添える体制をつくる。(状況に応じて、臨床心理士、福祉士などの外部専門家の協力を得る)
- いじめた児童からの事実関係の確認、および心身お不安定を考慮し安全の確保を行う。
- 速やかに関係保護者に連絡、家庭訪問を行う。
- 速やかに市教委へ報告する。(必要に応じて、子育てサポート課、児童相談所、警察などと連携を図る)

<重大事態について>

(1) 調査を要する重大事態の例

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
※土日を除いて7日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。
- ③その他の場合
 - ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合
※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。
※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

(2) 重大事態の報告

- ・重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。 ・学校→教育委員会→市長

(3) 調査を行う組織

- ・学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生徒指導担当へ報告

→
直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童生徒からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童生徒への継続した支援

- 被害児童生徒を守り通すとともに、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

加害児童生徒への継続した指導

- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

いじめのチェックリスト

【いじめられている子どもが発するサイン】

- ☐ 衣服がよごれていたり、破れていたりすることがよくある。
- ☐ 頭痛、腹痛、吐き気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。
- ☐ どこかおどおどして、脅えているように感じる。
- ☐ 元気がない、浮かない顔をしていることが多い。
- ☐ 何事にも集中力がなくなって、ぼんやりしていることが多い。
- ☐ 周りの友達に異常なほど気をつかっているように見える。
- ☐ 交友関係が急に変わった。
- ☐ 特定の子どもの席に誰も座ろうとしない。
- ☐ 物が隠されたり、壊されたりしている。
- ☐ 学級写真などの顔にいたずらされている。

【学校の生活場面でのチェックポイント】

- ☐ 全体的にやる気がなく、行事などでも盛り上がらない。覇気が感じられない。
- ☐ 教師の話や指導が空回りしているような雰囲気がある。
- ☐ 休み時間など、特定のグループが校内の特定の場所に集まる。
- ☐ 早退、遅刻、欠席が目立つ。
- ☐ 特定の子どもが発表すると笑いや冷やかし、または無視がある。
- ☐ 特定の子どもの机と机を離れたがる。
- ☐ トイレなどに閉じこもりがちである。
- ☐ 友達とよくふざけあっているが、なんとなく表情が暗い。また薄笑いを浮かべている。
- ☐ 掃除など、いつも後片付けをさせられている。
- ☐ 班編成で最後まで所属が決まらない。

5 年間活動計画（研修計画も含む）

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	・いじめ対策委員会発足 ・子どもの引継ぎ事項の確認 ・児童理解の会	10月	
5月		11月	・人権についての研修会
6月		12月	・なかよし集会 ・児童理解の会
7月	・児童理解の会 ・個人面談 ・地区懇談会	1月	
8月	・校区内巡視活動	2月	
9月		3月	・児童理解の会 ・次年度への引継ぎ

※生活アンケートは毎月、個人面談は必要に応じて行う。※生活指導部会は随時行う。

6 様々な相談機関

相 談 機 関	電話番号	住所・メールアドレス	相談可能な時間
親子ホットライン	0120-72-5311		9：00～20：50
こころの電話	095-847-7867		9：00～16：30
長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275	Soudan@nagasaki-city.ed.jp	
子育て支援相談（子ども総合相談）	095-822-8573	「e-kao」のHPから相談フォームへ	